平成２４年（フ）第１５１号
熊本県菊池郡大津町大字杉水231番地３
債務者　坂本　富人
１　決定年月日時　平成24年４月４日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　東　健一郎
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年６月28日午前11時30分
５　免責意見申述期間　平成24年６月27日まで
熊本地方裁判所民事第１部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２４年（フ）第１５２号
千葉県松戸市中和倉579番地の２　カーサプラシードⅠ101号
債務者　一宮　宏行
１　決定年月日時　平成24年３月28日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年５月31日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２４年（フ）第１６０号
千葉県松戸市大谷口421番地の１　ビバリーヒルズシャトー103号
債務者　安河内利勝
１　決定年月日時　平成24年３月28日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年５月31日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２４年（フ）第１６３号
千葉県野田市堤台213番地
債務者　大塚　勝己
１　決定年月日時　平成24年３月28日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年５月31日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２４年（フ）第１７１号
千葉県柏市増尾６丁目２番16号　コーポ鈴弐番館103号
債務者　後藤　友秀
１　決定年月日時　平成24年３月28日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年５月31日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２４年（フ）第１８０号
千葉県流山市富士見台２丁目５番地の１20―305
債務者　太田　雅也
１　決定年月日時　平成24年３月30日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年５月31日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２４年（フ）第１８１号
千葉県松戸市稔台３丁目23番地の１
債務者　佐藤　誠也
１　決定年月日時　平成24年３月28日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年５月31日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２４年（フ）第１８２号
千葉県松戸市金ケ作298番地の58　五香パレス203号
債務者　星　　直人
１　決定年月日時　平成24年３月28日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年５月31日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２４年（フ）第２００号
千葉県野田市尾崎830番地の12　ヴィラシャルマン102号
債務者　濱村　聖子
１　決定年月日時　平成24年３月30日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年５月31日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２４年（フ）第２０３号
千葉県流山市東初石２丁目233番地の５　ブランシェル初石103
債務者　西村　　力
１　決定年月日時　平成24年３月29日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年５月31日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２４年（フ）第７６号
北九州市小倉南区徳力団地104番202号
債務者　岩丸　一郎
１　決定年月日時　平成24年３月30日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年５月31日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２４年（フ）第１０７号
北九州市小倉南区上吉田３丁目２番43―202号
債務者　麻生小代子
１　決定年月日時　平成24年３月30日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年５月31日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２４年（フ）第５０号
北海道苫小牧市しらかば町３丁目10番２号
債務者　木村　卓裕
１　決定年月日時　平成24年４月２日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年６月１日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２３年（フ）第３１８号
神戸市中央区元町通６丁目６番16―122号
債務者　國賀　未来
１　決定年月日時　平成24年３月30日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年６月１日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第９７号
神戸市長田区鶯町２丁目３番２号シャトレンうぐいす101号
債務者　八木　相爾（旧姓李）
１　決定年月日時　平成24年３月30日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年６月１日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第９８号
神戸市長田区六番町４丁目公有地市住22―301号
債務者　山沢香代こと　曺　　香代
１　決定年月日時　平成24年３月30日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年６月１日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１４４号
神戸市兵庫区湊川町８丁目７番３―404号、従前の住所神戸市兵庫区菊水町10丁目７番17号
債務者　目　　紀久
１　決定年月日時　平成24年３月30日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年６月１日まで
神戸地方裁判所第３民事部